明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○土地改良法施行令の一部を改正する政令（三七〇）　二
○地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（三七一）　三
〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一一）　三
〔省　令〕
○地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務五六）　四
○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一六三）　七
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（同一六四）　七
〔告　示〕
○土地改良法施行令第五十条第十三項の規定に基づき農林水産大臣が指定する地積を定める件等の一部を改正する件（農林水産一九二五）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇土地改良法施行令の一部を改正する政令（政令第三七〇号）（農林水産省）

1　都道府県営土地改良事業として作付転換・作付地集団化促進土地改良整備計画に従って農業用用排水施設の新設等を行う事業を追加するとともに、当該事業に対する国の補助の割合に関する規定を整備することとした。（第五〇条第六項、第五〇条の二の二第二項第二号及び第五号、第七八条第一項第二号の五、第二項及び第五項並びに附則第六条第二項関係）

2　高収益作物導入促進土地改良整備計画に従って行う農業用用排水施設の新設等を内容とする都道府県営土地改良事業について、実施条件に係る申請要件を変更するとともに、同内容の団体営土地改良事業に対する国の補助の割合に関する規定を整備することとした。（第五〇条第七項、第七八条第一項第八号の二、第二項及び第五項並びに附則第六条第二項関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三七一号）（財務省）

1　政府が、保険会社との間に締結する地震再保険契約は、保険会社が支払う保険金額が一、二五九億円を超える場合に、一、二五九億円を超えて一、九九七億円（改正前二、六六一億円）以下の部分については一〇〇分の五〇、一、九九七億円を超える部分については一一万八、〇〇三分の一一万七、七一四を政府が支払うことを約するものとした。（第三条関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。